

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に平成7年2月28日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人も同日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の複数の元従業員の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は同事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、被保険者資格喪失日を平成7年2月28日と記録されている元同僚が保管する給与明細書によると、当該月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本によると、同事業所は申立期間において、解散又は閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立期間当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に平成7年2月28日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人も同日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の複数の元従業員の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は同事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、被保険者資格喪失日を平成7年2月28日と記録されている元同僚が保管する給与明細書によると、当該月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本によると、同事業所は申立期間において、解散又は閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立期間当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に平成7年2月28日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人も同日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の複数の元従業員の証言及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は同事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、被保険者資格喪失日を平成7年2月28日と記録されている元同僚が保管する給与明細書によると、当該月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本によると、同事業所は申立期間において、解散又は閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、申立期間当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を、平成6年6月から同年9月までは28万円、同年10月から7年1月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から7年2月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低くなっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成6年6月から同年9月までは28万円、同年10月から7年1月までは26万円と記録されていたところ、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成7年2月1日）以後の同年2月10日付けで、6年6月1日に遡及して11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた多数の従業員についても、申立人と同様に平成7年2月10日付けの処理により、標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は役員でないこと、及びオンライン記録によると、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた日には、既に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

加えて、申立期間当時、当該事業所においてB部長をしていたとされる元従業員は「当時、会社の経営状態は悪く、社会保険料を滞納してい



た。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成6年6月から同年9月までは28万円、同年10月から7年1月までは26万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、平成8年3月まで学生だったので、平成7年度の国民年金保険料を納付していなかったが、9年頃に納付書が送付されたので、最初は1か月分ずつ、途中から2か月分ずつ過年度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成7年度の国民年金保険料について、平成9年頃に送付された納付書で、最初は1か月分ずつ、途中から2か月分ずつ過年度納付したと主張しているが、オンライン記録によると、同年7月に納付書が発行され、申立期間直後の7年6月の保険料が、時効直前の9年7月に過年度納付されていることが確認できる上、申立人は、納付書が送付されたのは一度だけだったと申述していることから、納付書が発行された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、国民年金保険料収納事務の機械化が図られ、平成9年1月の基礎年金番号導入後であることから、記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年6月までの期間、49年8月から52年9月までの期間、53年4月及び同年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月及び同年6月  
② 昭和49年8月から52年9月まで  
③ 昭和53年4月  
④ 昭和53年12月から61年3月まで

母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、前後に払い出された被保険者の記録から、昭和61年4月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間①、②、③及び申立期間④のうちの53年12月から58年12月までについては、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間④のうちの昭和59年1月から61年3月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であるため、国民年金の加入は任意であることから、遡って国民年金に加入することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。